

臨港地区の指定について

平成23年2月
日高港港湾管理者

目 次

	頁
1 臨港地区及び分区の指定（港湾管理者案）について・・・・・・・・・・	1
2 日高港臨港地区指定（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 参考資料（臨港地区の概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

1 臨港地区及び分区の指定（港湾管理者案）について

港湾の適正な管理運営を図るため、下記のとおり臨港地区の指定を行うものである。

(単位：ha)

名 称	面 積
日高港臨港地区	約59.0

分区名称	面 積
商 港 区	約10.0
工 業 港 区	約44.0
漁 港 区	約 1.8
修景厚生港区	約 3.2
合 計	約59.0

[参 考 資 料]

臨港地区の概要

1 臨港地区とは

港湾は、船舶の係留・航行に利用する水域と、その水域に隣接して貨物の取り扱いや生産活動等の港湾活動が行われる陸域とが一体となってその機能が十分発揮できる。

そのため、このような陸域を都市計画法又は港湾法に基づき臨港地区として指定し、港湾管理者が一定の規制を行うことにより、港湾における諸活動の円滑化及び港湾機能の確保を図る。

2 臨港地区指定の効果

臨港地区に指定されることにより

- ①一定規模以上の工場等を建設する場合は、港湾管理者へ届け出ることが義務づけられる。
- ②港湾管理者は国の補助を受け、港湾施設の整備を行うことができる。
- ③港湾管理者は臨港地区内に条例に基づく分区を定めることができ、分区の目的外の施設の建築が規制される。

3 根拠法令

港湾法第38条、都市計画法第8条

4 参考（分区の種類）

「和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例」

商港区・・・旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

工業港区・・・工業その他工業用施設を設置させることを目的とする区域

漁港区・・・水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域

マリーナ港区・・・スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利用の用に供することを目的とする区域

修景厚生港区・・・その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域